

「人種差別撤廃モデル条例案」の関東弁護士会連合会賞受賞のご報告

外国人の権利に関する委員会副委員長 高橋 済 (67 期)

2020年9月25日、関東弁護士会連合会の「2020年度関弁連定期弁護士大会」がパシフィコ横浜で行われ、当会「外国人の権利に関する委員会、憲法問題対策センター、人権擁護委員会」の三委員会が、「関東弁護士会連合会賞」(第5回)を受賞しました。

三委員会を代表して、外国人の権利に関する委員会の尾家康介委員長、憲法問題対策センターの小川貴裕副委員長、外国人の権利に関する委員会副委員長の弊職が授賞式に出席し、謝辞を述べました。

この受賞は、当会の策定した「人種差別撤廃モデル条例案」(以下「モデル条例案」といいます)が2019年12月「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定に大きく寄与したこと、神奈川県相模原市、東京都荒川区、札幌市、東京都墨田区などに広がり、各地の条例制定においても参考とされていることが評価されたものです。

授賞式後には、議論の経過を見守っていただいた洲上玲子元会長、また、現在の富田秀実会長、外国人の権利に関する委員会を担当する田島正広副会長からも祝福のお言葉をいただきました。

また、当時、常議員会で賛成答弁された多くの常議員の方々、このモデル条例案を成案とすべくご尽力いただいた安井規雄元会長、海野浩之元担当副会長に心より御礼申し上げます。

このモデル条例案の問題意識は「人種差別」の禁止にあります。そもそも弁護士も含め市民社会において何故人種差別であるかの認識すら不十分と言わざるを得ない現状にあります。

この認識の不十分さは、人種差別(外国人差別を含む)の一種である「ヘイトスピーチ」(国籍・民族等を理由とする差別的言動)についても同様ですが、ヘイトスピーチという社会的病理現象は、いわゆるヘイトクライム(国籍・



民族等を理由とする犯罪行為)の一步手前に位置し、いわば末期的症状といえるものです。残念ながら、その末期的症状についても理解が不十分ということです。

ヘイトスピーチに至る前の段階には、外国人であることを理由とする入居拒否、入店拒否など「差別的取扱」があります。これも(民事上は損害賠償責任を負うことは確立した判例法理ですが)、やはり理解が広範に普及しているとも言い難い現状です。

しかし、「人種差別」はわたしたちのすぐそばにあります。

例えば、「A国人はすぐキレるよね」、「B国人はマナーが悪い、バカだよね」、「アフリカ系の外国人は運動神経がいいよね」といった発言の類、意識の類がその一例です。

モデル条例案は、こういった人種差別を是正・撤廃していくための提案です。モデル条例案は、その是正手段として就業規則に基づく懲戒処分、刑事罰など全ての手段を規定しているものではありませんが、もはや教育だけで是正できない場面を想定し、過料など実効性のある手段を規定したことにその意義があります(なお、前記の川崎市条例では、50万円の罰金刑が定められています)。

このモデル条例案が、人種差別の撤廃を実現する各地の条例の制定の動きの後押しとなることを強く願っています。